

# 「これからの教育の方向性に関する提言」概要

2005年1月18日  
日本経済団体連合会

## I. 教育への期待と 教育力低下の要因

21世紀の国づくり…その担い手の育成が必要(教育は国の発展の基盤)

現在の教育は社会の期待に応えていない

### 教育への期待

- ・社会で必要とされる知識や判断能力を身につける
- ・自国の伝統・文化・歴史に関する教育の充実
- ・リーダーの養成
- ・家庭や地域での基本的道徳教育の徹底

### 現状

IT対応能力とマナー、国際コミュニケーション能力、理数系教育など課題多い  
日本の伝統・文化・歴史に関する知識や常識に欠ける  
リーダーに必要な素養を伸ばす教育になっていない  
倫理観・道徳観の低下に教育現場や家庭が対応していない

### 教育力低下の要因

- ・教育ノウハウを有する主体が新規参入できない
- ・ニーズに適切に応えなくとも、学校が存続できる
- ・特色ある教育を実施するための環境が整備されていない
- ・学校が組織的に管理・運営されるようになっていない
- ・家庭や地域が倫理観、道徳観を教えていない

### 教育の今後の方向性

- ▶ II.1.教育機関間の競争促進
- ▶ II.2.受け手のニーズに対応した教育予算
- ▶ II.3.国際化時代にふさわしい教育内容
- ▶ II.4.組織的な学校運営の確立
- ▶ II.5.家庭や地域の役割の強化

- ・「多様性」、「競争」、「評価」を通じた教育力の向上(制度改革)
- ・家庭や地域の教育力の向上

## II. 教育の今後の方向性

### 1. 教育機関間の競争促進

教育の質の向上に向けて新規参入者を増やし、学校間の競争を促進する

- 義務教育は公立学校が担うという考えから脱却し、公立・私立を問わず、学校間の競争を促進  
⇒教育基本法6条1項、学校教育法2条の見直し
- ・株式会社立学校やNPO立学校の参入を阻む規制の見直し
- ・公設民営型学校の導入、促進

### 2. 受け手のニーズに対応した教育予算

児童・生徒・学生、保護者など教育の受け手が選んだ教育機関に予算を渡す

- (1)初等中等教育:小中学校を対象に、バウチャー制度を導入(クーポンの形で、補助金を児童・生徒保護者に渡す。児童・生徒、保護者に選ばれた学校が補助金を受け取ることができる)  
⇒憲法89条を見直し、私学助成の根拠を明文化
- (2)高等教育:バウチャー制度の導入(各大学共通の講座を対象とする制度の早期実現)  
奨学金制度を見直し、拡充する  
教育・研究・社会への貢献度を評価し、評価結果に基づき予算配分する

### 5. 家庭や地域の役割の強化

- (1)家庭の教育力の向上  
基本的な生活習慣、基本的倫理観などしつけは親の義務。幼児教育は重要  
⇒教育基本法に、家庭教育を生涯教育の中で位置づけるほか教育を受ける側の責務を規定
- (2)学校、家庭、社会の交流・連携  
家庭教育を地域社会が補完、学校は地域社会との接点を持つ、産業界も学校と交流・連携する  
⇒教育基本法に、教育の質の向上に向けた学校、家庭、社会の交流・連携の重要性を規定

### 3. 国際化時代にふさわしい教育内容

日本人、国際人、社会の構成員としての素養と常識を身につける

(基礎学力や、国際コミュニケーション能力やIT時代に対応する能力・技能など新しい時代のリテラシーの充実を前提)

#### (1)教育内容面で今後重視すべき点

- ①自国の伝統や文化、歴史に関する教育を通じ、郷土や国を誇り、諸外国の人にも魅力ある国にしようという気持ち(国を愛しむ心)を育む⇒教育基本法の教育理念に盛り込む
- ②社会の構成員としての責任と義務に関する教育⇒教育基本法の教育理念に盛り込む
- ③有権者教育としての政治に関する教育⇒教育基本法8条の見直し
- ④宗教に関する知識やその意義を教える教育⇒教育基本法9条の見直し

#### (2)各学校が特色ある教育を行うため、国は大枠の方針を示すとともに、教育委員会や学校の裁量を拡大する(初等中等教育の改革)

- ①国が策定する学習指導要領は最低基準とする。発展学習については、国はその方向性を提示するに留める。  
⇒教育基本法10条を見直し、国が教育内容の方向を示すことを明記
- ②教育委員会や各学校が、学級編成やカリキュラムや教授法、発展的な学習内容を決定

### 4. 組織的な学校運営の確立

学校が、目標に向けて組織的に活動するための仕組みを確立し、質の高い教育を実現する

#### (1)学校評価と教員評価の徹底

- ①初等中等教育
  - ・都道府県の教育委員会あるいは広域化した市町村教育委員会が、評価制度とその運営方法を見直し、実効性を持たせる
  - ・保護者、地域社会など多様な評価主体が学校や教員を評価し、処遇に反映。校長の権限強化
  - ・学区制の廃止と評価結果に基づく学校選択
- ②高等教育
  - ・国は、大学の機関評価、教育・研究の分野別評価を充実 ⇒教育基本法で高等教育機関の教育機能の重要性を示す
  - ・大学は、評価結果を踏まえた改善、教員評価の実施、教育研究、財務状況、評価結果などの情報を公開

#### (2)外部ノウハウ・人材の活用

- ・社会との関わりを意識させるプログラム、IT教育、実践的な専門教育や英語教育などの面で外部人材やノウハウを取り入れる
- ・産業界としても、ものづくりの現場での学習、インターンシップ希望者受け入れ、企業人の学校派遣などに協力

#### (3)小中高高等学校の教員養成・研修の見直し

- ①教科指導、生活指導のほか、コミュニケーション能力、ITリテラシーなどを磨く  
⇒教員が自己研鑽に努めることを教育基本法に規定  
不適格教員への措置、教員免許更新制の導入
- ②教員養成方法の改善(一定期間の社会経験の義務化)
- ③教職員組合の本来のあり方への回帰(一定の範囲での職場環境、待遇の改善に取り組むという本来のあり方に徹する)